

『御堂関白集』から照射される『栄花物語』

Midoukampakushu Written by Michinaga's Court Ladies and *Eiga Monogatari*

加藤 静子

KATO Shizuko

一

『御堂関白集』については、杉谷寿郎^{注1}氏を始め、森川泰雄^{注2}氏、平野由紀子^{注3}氏、妹尾好信氏^{注4}、森田奈々氏^{注5}、片山剛氏^{注6}らにより読解が重ねられて、家集の中身が明らかになってきたのだが、平野由紀子氏により、待望の『御堂関白集全釈』の刊行が成ったことで（風間書房 二〇一二年三月）、さらに新たな世界が明確に見えてきた。

この家集は、道長や長女中宮彰子を中心として、妻倫子、次女尚侍妍子、妻母穆子、嫡子頼通そして女房たちなど、道長一家とその周辺の人々の交友・私生活の記録である。その消息など身近にあった資料を用いた源泉の家集であり、「資料的価値は高く、人間関係や事件の背景、詠歌事情などを知ることができる」家集である（注

3の②論文）。集団の家集とも言われるように、核は一つではなく複数存在するとされ、それゆえ、歌の詠者がすべて自明とはいえない。研究により意見が分かれるなど、読む者を悩ませてきた。平野氏の『御堂関白集全釈』は、正確かつ丁寧な読解から、その疑問にも明快に答えてくれている（たとえば、この集の「御返事」は、受け取り手への畏まりを表し、誰が誰に対して送った歌なのか知ることができるという）。道長家の家集であることから、『栄花物語』の内容と重なる世界があるのだが、直接的な関係はなく、『栄花物語』で従来結ばれていた像を揺さぶり、再考を迫るものがある。

本稿では、『御堂関白集全釈』にいたるまでの研究成果を、『栄花物語』（以下、『栄花』と略称）に還元してみたい。平野氏は、禁欲的といえるほどに注釈書の範囲を守られていて、『栄花』に対して詳しくは言及されていないので、『栄花』側で明らかになったことを、

整理しておきたいと思う。以下、本文は、『御堂関白集全釈』（以下『全釈』と略称する）による。『冷泉家時雨亭叢書67 資経本私家集三』（朝日新聞社 二〇〇三年）を底本にしたものである。なお、冷泉家本は、『法成寺入道殿御集』の名称をもつが、神宮司文庫本を底本にした『私家集大成』や松平文庫本を底本とした『新編国歌大観』の、『御堂関白集』の名が通行しているので、以下、『御堂関白集』で進めていく。

冷泉家時雨亭文庫本が影印で刊行されたのを受け、CD版『新編私家集大成』に「新編補遺」として、妹尾好信氏により解説が加えられ、冷泉家本の新出部分十七首が、七四〇番として紹介された。『全釈』と番号は重なる。『御堂関白集』の歌は、時の流れにそい配列されているという先行研究も生かされて、次のように、

(1) 第一部：寛弘元年～二年詠 (二～四六番歌) 四六首

(2) 第二部：寛弘七年～八年詠 (四七～九〇番歌) 四四首

二部に分けられ、「両者の間の空白期間は、もともとなかったのか、伝来の過程で脱落が生じたのかは今のところわからない」と説明された。「なお、新出部分に關しても、第八六番歌と八七番歌の間に少なくとも一丁分の脱落が想定される。詠者不明の第八五・八六番歌に御堂関白集に載せられる要素が見出せないで、それに続く部分に御堂関白家ゆかりの人物の詠歌があったと考えられ」とし、また、「最後の第九〇番歌に返歌がないこと、一年の途中の五月の歌で終わっているのは月次歌集の末尾としては不自然なことなどから、新出部分も本来の歌集末尾ではない可能性が大きい。つまり、時雨亭文庫本も御堂関白集の完本ではないと言わざるを得ないと思うのである」とされた。

『御堂関白集』寛弘元・二年と寛弘七・八年は、『栄花』では巻八「初花」に描かれた年代にあたる。

二

『栄花』と『御堂関白集』とで歌は重なるものの、情況が微妙に違うのが、次の、巻八「初花」巻末近くの記事である。

中宮の若宮、……今年は三つにならせたまふ。四月には、殿、一条の御棧敷にて若宮に物御覽せさせたまふ。いみじうふくらかに白う愛敬づき、うつくしうおはしますを、齋院の渡らせたまふをり、大殿、「これはいかが」とて、若宮を抱きたてまつりたまひて、御簾をかかげさせたまへれば、齋院の御輿の帷より、御扇をさし出でさせたまへるは、見たてまつらせたまふなるべし。かくて暮れぬれば、またの日、齋院より、

(2)

年経にけるもうれしかりけり
御返し、殿の御前、

もろかづら双葉ながらも君にかく

あふひや神のしるしなるらむ

とぞ聞こえさせたまひける。(本文は梅沢本によるが、表記は改めた『御堂関白集』では、

御返

もろかづら双葉ながらも君にかく

あふひや神のしるしなるらん(八七)

とのみあり、贈歌部分は失われている。前述したように脱落が指摘

される箇所にあたり、『全釈』に「（加藤注、『冷泉家時雨亭叢書』の影印では丁が変わった第一行に「御返」とある）と付言する。

ところで、『大鏡』師輔伝にも、『栄花』と同じ贈答歌が次のように見える。本文は通行の東松本で示し（表記は私意による）、大きな異同箇所のみ触れる。

この当帝や東宮などの、まだ宮たちにておはしましし時、祭見
せたまつらせたまひし御棧敷の前過ぎさせたまふほど、殿の
御膝に、二所ながら据ゑたまつらせたまひて、「この宮たち
見たてまつらせたまへ」と申させたまへば、御輿の帷より赤色
の御扇のつまをさし出でたまへりけり。殿をはじめたてまつり
て、……とこそ感じたてまつらせたまひけれ。院より大宮に聞
こえさせたまひける、

光いづるあふひのかげを見てしより

年つみけるもうれしかりけり

御返し、

もろかづらふたばながらも君にかく

あふひや神のゆるしなるらむ

（*裏書分註本では陽明文庫本をはじめ「しるし」）

げに賀茂明神などのうけたてまつりたまへりければこそ、二代
までうち続き栄えさせたまふらめな。

『栄花』とほぼ同じ歌形の贈答歌でありながら、場面が微妙に異なり、返歌の主も異なる。

『栄花』の記すところでは、皇子（敦成）が三歳になった年と記し（時は寛弘七年（一〇一〇）となる）、道長が一条の棧敷席で皇子に賀茂祭を見物させ、皇子を抱き上げて、御輿の斎院選子に見せたとあ

る。『栄花』の側の注釈書では、日本古典文学大系、『栄花物語全注釈』、新編日本古典文学全集など、『御堂関白記』寛弘七年四月二十五日条の、「見」祭還、若宮出給、傳大納言・中宮大夫候御車後、殿上人廿余人候御前」（『御堂関白記』）を引用する。この年は、教通が近衛使であったが『栄花』では触れないの注も見える。

ところが、『大鏡』では、道長は二人の皇子たちを選子に見せて、翌日、「院（斎院）より大宮（彰子）」に歌は送られたとする。返歌の主は「大宮」彰子と読める。

『大鏡』が指すのは、『御堂関白記』寛弘八年四月十八日条に、「曉從内若宮・三宮・尚侍同道御二一条家散敷室、巳午時許上達部等参会……」とある、賀茂祭を孫の敦成・敦良の両皇子（と尚侍妍子）をともなつて一条の棧敷席で見物していた。右大臣顕光・内大臣公季ら公卿は総勢十四人も参り、殿上人も皆参上している。

『全釈』補説欄に「御堂関白集の歌の配列では寛弘八年四月の賀茂祭となるが、……とあり、また、語釈欄に、「もろかづら」は、「もろ」は「諸手」「諸恋」など、二つの、両方の、の意がある。

この時、抱きあげた二人の孫、敦成、敦良をさす。

とし、寛弘八年では二人の皇子を携えてのものだから、右の語釈は生きてくる。また、返歌の「神のしるし」について、「神の靈験」と語釈する。

『御堂関白集』には、残念ながら「御返」としかなく、詳しい状況がわからず、返歌の主も道長なのか彰子のかも不明である。

しかし、『御堂関白記』にあたると、敦成親王一人を同行した寛弘七年四月二十五日は「甲戌」で、祭翌日にあたり、「見」祭還とあったように、「還立」を見物したものである。「傳大納言・中宮

大夫候「御車後」、殿上人廿余人許候「御前」とか、「從見物所神立左衛門督(頼通)・左右宰相中将……等率殿上人」到、返来人々……」(『御堂関白記』)とある。還立は、一条の棧敷席ではなく、車中より雲林院・知足院など紫野で見ることが多い(『枕草子』「見物は」。往路には、斎院からの一行と内裏からの一行とが、一条の辻あたりで合流して、一条大路を東行する(ゆえに一条棧敷席で見物する)。下賀茂社から上賀茂社に向かい、そこで一泊する。帰路は、「大宮大路の末の道を南行し、紫野院に帰る」(和泉古典叢書『枕草子』、増田繁夫氏校注)、別の道を通るので、見物の場所も変わる。往路は斎院は「御輿」に乗るが、帰路は牛車とも、増田氏は指摘する。

つまり、『栄花』は、寛弘七年条に記すが、寛弘八年の出来事もとにした記述と解釈できよう。それでは、返歌を詠んだのは、『栄花』のように道長なのか、それとも『大鏡』に見えた中宮彰子なのか。私は、返歌の、

もろかづら双葉ながらも君にかく
あふひや神のしるしなるらん

という詠みぶりに注意したい。初句「もろかづら」はフタバアオイのことで、葵と桂とを挿頭にしたり飾ったりしたが、三句の「あふひ」の語と重なってしまう。ちなみに、「もろかづら」「あふひ」をともに詠み込んだ歌は、これ以前の例は管見に入らず、後にはこの歌の影響と見うけられる例歌が見える。はやく、藤原公任は、『新撰髓脳』で、「むねと去るべきことは、二所に同じことのあるなり」と指摘するが、歌病に類する表現かと思われる。「もろかづら」の返歌は、そういう歌の規則などに拘らない道長詠と見るべきであろう。何よりも、二人の皇子を斎院に見せた行為者の歌とした方がふ

さわしいし、「神のしるし」と得意げな歌いぶりも、彰子よりははかにも道長らしく思われる。

『大鏡』で彰子の返歌としたのは、後世から歴史を見る目が優先し、後世に皇統をついでいく弟皇子敦良(後朱雀天皇)を、「二代まどうち続き栄えさせたまふらめな」と予祝しており、そのために両天皇の母彰子を前面に出してきたと思われたが、『大鏡』を忠実に踏襲し、二人の皇子を祭り見物に連れ出したと記す『古本説話集』では、返歌の主については、「大殿」(道長)にしているので、『大鏡』の「大宮」は「大殿」の誤写である可能性が高い。なお、妹尾氏は、註4④論文で誤伝とし、道長の返歌としている。

『栄花』では、「栄花の初花」として記した敦成親王誕生記事に对应させ、敦成親王一人を焦点化し、「初花」巻にふさわしい贈答歌仕立てにした。余談ながら、『栄花』とびったり重なる詞書と歌形をもつ『後拾遺集』は、それゆえに、『栄花』經由で入集した可能性がより強くなる。

三

『栄花』は資料としてよく引用されるが、史実そのままと見る向きに危険があることは重々承知していたが、『御堂関白集』の次の贈答歌を見たとき、愕然とせざるをえなかった。

左衛門督殿の、北の方にはじめてつかはす
降り立ちて今日は引くにもかからねば
あやめのねさへなべてなるかな(五九)

御返事

あやめ草引けるを見れば人しれず

深きたもともあらはれにけり(六〇)

五九番歌は、左衛門督頼通から北の方隆姫(具平親王女)への歌であるが、『全釈』語釈欄に、「はじめてつかはず」について、「求愛の最初の段階は、男性が女性に自らの深い思いを打ちあける歌を贈る。これをはじめて文を持ってゆかせるの意で、『はじめてつかはず』という。……」と説明される。その返歌六〇番歌は、「男の求愛を否定的に拒絶するのが普通」の詠みぶりゆえに、北の方隆姫の歌ではなく、「姫の周囲の人物だからこそ『深きたもともあらはれにけり』ということが出来る」と解説された。首肯できる丁寧な説明がなされている。

家集では、右の贈答歌は寛弘七年(一〇二二)の年次に配置され、その年五月五日の贈答歌になる。尚侍妍子が東宮居貞親王(後の三条天皇)と結婚した寛弘七年二月の贈答歌の後にある。

『采花』初花の巻では、頼通と具平親王女隆姫との結婚は寛弘六年条に記され、尚侍妍子の東宮入りはその後「冬」になってと見える(実際は寛弘七年二月)。記録類には頼通の結婚がいつであったかを示すものは管見に入らない。頼通は、寛弘七年五月五日にまだ隆姫と結婚していなかったのか。年時の誤りは初花巻には多いのだが、兄と妹の結婚順序すら間違えて記したのか、それも、具平親王の亡くなったことを、同じ巻で、

かかるほどに、六条の宮もうせたまひにしかば、左衛門督殿(頼通)ぞ、よろづ思しあつかひきこえたまふも、本意ありあはれるなる御事なり。

と、婿である頼通がいろいろ世話をしたことにも触れている。具平

親王は、寛弘六年七月二十八日の薨去。だが、『采花』では、寛弘七年正月二十九日の伊周薨去記事よりも後に置いている。

しかしながら、『御堂関白集』を読んで、頼通の結婚をこの寛弘七年五月以降と決めつけるとしたら、それは誤りらしい。『御堂関白記』寛弘七年五月十四日条に、

左衛門督内方渡、

と、頼通室「内方」として、十四日の日、道長法華三十講の聴聞に参会している。『御堂関白集』五九・六〇番の歌が五月五日の歌なので、それ以後十四日以前に結婚が成ったとは、五月の月は当時結婚を忌む風習があったので、^注五月中の結婚はありえない。また、隆姫父具平親王の死が、寛弘六年七月二十八日なので、その後は重服となり、結婚は薨去以前となり、『御堂関白集』の求婚の和歌は、寛弘五年(一〇〇八)かもしくは翌六年の五月となろう。寛弘六年五月とするなら、ことは、『紫式部日記』(以降「紫日記」と略称)に波及してくる。有名な箇所なのであるが、『紫日記』を引用すると、

中務の宮わたりの御ことを、御心に入れて、そなたの心よせある人とおぼして、かたらはせたまふも、まことに心のうち

は、思ひゐたることおほかり。

(本文は、書陵部蔵黒川本を底本とする新編日本古典文学全集による)とある。記事は、「行幸近くなりぬとて、殿のうちを、いよいよつくりみがかせたまふ」の記事の直前にある。行幸は十月十六日であった。また、「十月十余日までも、御帳出でさせたまはず。西の傍なる御座に、夜も昼もさぶらふ」で始まる前で、祝いごとが九月十九日で一段落し、道長が時をかまわず若宮にあいに来て、尿をかけるられて満足げな姿が描かれる、時間的に幅のある場面の直後に見

に付された注記（歌の表現を批判したもの）と読んでみた。

まず、一二番歌を先に見ていく。これが公任の詠であるのは、「くものもり」という地名が見え、それに関わる歌が、『中務親王集』

『公任集』にも見えて明らかである。『中務親王集』には、

七すみかをは とへともたれをたのむなるらむ

又おこせける

八つねならずしくるるゝ

（新編私家集大成の『中務親王集』の歌番号による）

とあり、『公任集』の次の歌群に見える和歌という。二者で重なる箇所について傍線を付した。

なりともものむまのかみすけしうぢ院にすむころあひにい

きて

秋ふかみ霧立ちわたる朝な朝な

くものもりなる君をこそ思へ（四九三）

なかつかさの宮きき給ひて

そむきにし跡をいかでか尋ねまし

霧も立ちそふ雲のもりには（四九四）

とあれば

白雲にあとくらくらくらに行くかずも

とひもやすると思ひけるかな（四九五）

御返し

諸共に契りし雲のすみかには

とへども誰を頼むなるらん（四九六）

又宮より

秋ふかき同じかざしのことのはは

山下露やもらんとすらん（四九七）

御返し

つねならず時雨るる空の言のはは

もるとも露を何とかは思ふ（四九八）

又（四九九歌略）

久保木哲夫氏は、「くものもり」は珍しい地名で、他には夫木和歌抄雑部四「森」に一首だけ見えて「国未勘之」とあることを指摘された。その地名の珍しさからも、断簡一三の歌は、「あるいはこれと同じ折の詠であろうか」とし、「左衛門のかみ」は当然公任となる、とされた。

さて、断簡七・八・一三に関わる、『公任集』の「なりともものむまのかみ」であるが、竹鼻^{注13}氏は、『大鏡』兼通伝で藤原朝光の子息たちに関わる「……次郎・三郎君は馬頭、少将などにてみな出家しつづせ給ひにき」とある、その次郎「登朝」のことであり、正暦三年（九九二）に右近少将のとき藏人に補せられたが、同四年頃から病により出仕せず、正暦五年十月に藏人を辞したとする。その登朝の出家は、兄弟の左近少将相経が長徳四年（九九八）六月六日に出家して、その頃かとして、『小右記目録』第十六「出家へ付受戒」を引く。

同（長保元）年閏三月廿七日 右馬頭登任、到北山、出家事

とある「登任」という人物は長保以降にも見えること、登任の右馬頭の歴任は不明であり、長保元年（九九九）閏三月廿九日補闕の除目で通任が見えるまで、名前が見えないことなどから、『小右記目録』の「登任」は、「登朝」の誤りであり、『公任集』の「なりとも」は、「登朝」と断定してよいとされたが、首肯できる。公任は長徳

二年(九九六)七月右衛門督、長保三年(一〇〇二)三月に左衛門督に転じ、寛弘六年(一〇〇九)三月四日に頼通が左衛門督に任じるまでその任にあり、三月四日に公任は大納言になった。長保元年には、ゆえに厳密には「右衛門督」である。

ところで、久保木秀夫氏はさらなる断簡を見いだされ、「大富切補遺」で紹介された。平安時代末期書写になる「大富切」(「中務親王集」)を国文学研究資料館蔵「聖廟御詠集」に一諸に収められていた中に見いだされたという。氏の翻刻とおりに引用すると、

おほえし

と

きこえ

たまへりれは

四条大納言

ゆきかへりはるや

あはれとおもふ

らむ

右の断簡は次の『千載集』に見える具平親王と公任との贈答歌の傍線部にあたるという。

はなのさかりに藤原為頼などともにて、いはくらにまかれりけるを、中将宣方朝臣、なかかかくと侍らざりけむ、のちのたびだにかならず侍らんとときこえけるを、そのとし中将も為頼もみまかりける、またのとしかの花をみて、大納言公任のもとにつかはしける
中務卿具平親王
春くればちりにし花もさきにけり
あはれ別のかからましかば(五四五)

かへし

大納言公任

行きかへり春やあはれとおもふらん

契りし人の又もあはねば(五四六)

断簡に「四条大納言」とあるのは、公任を指す。「大富切補遺」の断簡は、すでに中務親王集に掲出されている断簡、

ためよりなを御ともにていはくらにおはしましけるを、さねかたの中將きゝて、なかめしなかりけむ、いまたゝひらかならす、さふらはむときこえたりける」

の、おそらく「次の次に位置する面であった断簡であったと推断されよう」と述べられた。

千載集に見える「またのとし」とは、藤原為頼や宣方中将が亡くなった長徳四年(九九八)の翌年で、長保元年である。さきの「くものもり」と同じ年の詠歌となり、公任は右衛門督であった。

一つには「左衛門督」とあり、一つには「四条大納言」とあるのを、久保木秀夫氏は、「他撰歌集であるという点」から統一作業が及ばなかったかとされた。ただし、「左衛門督」が公任と気づかなかったとは、中務親王集の編纂は当然宮周辺で行われたであろうことから、考えにくい。久保木哲夫氏が、すでに指摘されているように、具平親王の母(莊子女王)と公任の母(厳子女王)はともに代明親王の娘たちであり、具平・公任は従兄弟同士、具平親王が二歳年長、『拾遺集』『後拾遺集』『公任集』などに二人の親密な交流ぶりはよくうかがえるからである。具平親王が亡くなるまでの数箇月間の公任の官職「四条大納言」(公任は大納言が極官)とその前の官職「左衛門督」という二つの呼称を使用するのは、別の事情がはたらいていたのではなからうか。

前掲『中務親王集』の断簡一四を見ると、「正月つこもり、左衛門督殿、女房たちうたよみたりけるを御らんして」とあり、「殿」が付されている。公任を指す、断簡一三には「左門衛のかみ」とあり、「大富切補遺」には「四条大納言」とあり、「殿」がついていない。「……女房たちのよみたりける歌を御らんして」ではなく、「……女房たちうたよみたりけるを御らんして」とあって、私的な場で女房たちが歌を詠むのを、男性が目に見えるのは、家族になってから後と考えると理解しやすい。頼通が一家の人となり、具平親王家での女房たちとの交流もあって、頼通ゆえに、「殿」が付されたと推量したのである。

また、新編補遺のように、「正月つこもり、左衛門督殿、の女房たち、うたよみたりけるを御らんして」という読点にして、御覧ずる主体を具平親王とし、頼通の女房たちを見た文脈と解したとしても、やはり結婚成立後となる。

和歌が、途中で切れているが、「なかばゆくほどだに」の表現について、「ゆゆし」と難点が書かれているらしいのは、公任の歌ではまたありにくからう。

断簡ゆえに読解に主観が混じってしまうのだが、具平親王薨去後には、頼通はまさしく一家の「殿」となる状況から、「左衛門督殿」という詞書が生じたのではないかと推量し、一四の断簡は、頼通と隆姫との結婚を寛弘五年十二月か翌年正月早々と考える一つの材料になりえないかと思うのである。二人の年齢は、もし寛弘五年なら、頼通十七歳、隆姫十四歳である。^{注15}

ところで、敦成親王御産にともなう行幸の日に親王宣下が行われ、親王別当の一人となった源頼定は、一条天皇藏人頭という職掌

が別当になったと思われたが、一方で、頼定は、為平親王と源高明女との間に生まれていて、具平親王室（つまり隆姫母）とはきょうだいにいる。具平親王には長じた男子がいず、道長が頼通の妻の家である親王家に恩恵を与えるとき、頼定はそれにふさわしい一人である。^{注16}さらに頼定は翌寛弘六年三月に参議にのぼった。

『采花』「初花」の巻の年時が相当に揺れていることは、すでに池田尚隆氏により指摘されていたが、以上のような経過で頼通と隆姫との婚儀が行われたとすると、『采花』が描いた、頼通結婚の後に妹妍子が東宮に参るといふ順序は確かであり、具平親王薨去の際に頼通が何かと世話をしたのもありえた物語となる。

四

平野氏は、『采花』と『御堂閔白集』と歌は重なりながら情況がすっかり異なっている。『采花』を相対化すると指摘されていた（注3）の平野論文の②。時雨亭文庫本による新出部分に見える、次の贈答歌である。

尼上の九月十余日、御堂供養せさせ給ふとて、殿の上もお
はしまして、殿の上帰らせ給ふ。尼上はとまり給ひたりけ
るに、つとめて殿より
嵐吹くみやまの里に君をおきて
心もそらに今日はしぐるる（七七）
御返

こればかりあはれと思ふたびはなし
わが身も秋も暮れぬと思へば（七八）

平野氏が説明されているように、『御堂関白記』寛弘七年(一〇一〇)九月二十九日条に記された「二条尼上、観音寺作無常所、修小法事、依有可慎事、自不至、女方参堂……」とある折のことで、倫子母の穆子が建てた無常所(東山観音寺に造った御堂)の供養が行われ、七僧三十僧を招いての法事が行われた。この日に道長は不参、倫子は参加したとある。翌三十日の同記も、「早朝至観音寺、与女方帰来、尼上方有送物、装束一襲、隨身等賜疋絹」と引用する。『御堂関白集』では、翌朝に和歌は「殿より」とあって、『全釈』に「嵐吹く」の歌は、道長が送ったものとされる。それを、『栄花』卷十二「たまのむらぎく」では、穆子薨去の後のことで倫子詠にしていると、平野氏は指摘された。

かの寺より、またの日帰らせたまふそらなし。あはれに悲しう、涙を流させたまへり。かしこにおはしましつるほど、宮々の御使、さべき御使ども、数知らず多くしきり参りつるもめでたくぞ。さて帰らせたまひぬ。またの日、中宮に聞こえさせたまへり。一条殿より、

嵐吹くみやまの里に君を置きて心もそらに今日はしぐれぬ『栄花』では、穆子薨去を丁寧な物語っている。新編日本古典文学全集頭注に、穆子の葬儀の次第を、「七月」の死の後、「九月」に「しづし」の山寺への安置、「この世の大事の後」の本葬としているようである、と指摘する。穆子の遺言どおりの流れで書き進めている。右の引用文は、「九月にぞ、尼上観音寺といふ所におはしまさせたまふ。……」と開始された箇所の最後の方に置かれている。観音寺に遺体を移す日は(道長は穢れを避ける文脈にあり不在だが)、倫子がいいたので頼通も控えていたこと、様々な人々の弔問があったこと

などを記して、翌日邸に戻ってからのことが、右の引用文である。帰宅した翌日に、娘の中宮妍子へ送った倫子歌とする。倫子母穆子の死について、『栄花』では茶毘にふさず、遺体を安置する葬法に記しているのが、和歌「君を置きて」という表現に付くのである。穆子の病悩から逝去にいたるまで丁寧な描いて、巻を隔てた卷一六「もとのしづく」寛仁三年(一〇一九)のくだりにも、

かくて九月ばかり、大殿の上、一条殿の尼上をば、観音寺といふ所にこそはおさめたまひしか、それをこの頃とかくしたてまつらせたまひてのちは、……木幡の僧都の中河の家に渡らせたまひておはします。

とある。史実を探ると、『栄花』はわずかに前後し、土御門火災の後の七月二十六日の逝去、観音寺に遺体を移したのは、実際は八月一日のこと、五日におさめた。「九月にぞ」「九月ばかり」とあるのは、実際は九月五日に四十九日の法事が行われた日を指すか。なお、改葬のことは記録類に見えないが、当然行われたもので、ありえた経過を『栄花』では描いている。

平野氏は、「君をおきて」の「君」とは、当時の和歌の用例では普通、贈答の相手を指す、と指摘する(注3の論文②)。確かに、『栄花』よりも『御堂関白集』の方が実際にもとづいているのである。それでは何故に娘妍子あての倫子の歌としたのか。それは、『栄花』なりの文脈によると思われ、『栄花』及び『御堂関白集』に見える、妍子と母倫子・雅信室穆子との接点を眺めていく必要がある。

『栄花』には穆子の姿がよく描かれているといつてよい。卷三「さまさまのよろこび」で倫子と道長との結婚について、父雅信は難色

を示したのに対して、母穆子は、「時々物見などに出でて見るに、この君ただならず見ゆる君なり。ただ我にまかせたまへれかし。このこと悪しうやはある」と、「心づきにおぼして」結婚の準備をさせたのである。兄達の結婚に比して、道長の結婚を殿人たちが格別に残ったとも見えた。倫子の懐妊に「いたる限りのことども」を残りなくして、「女君」彰子の誕生となった。巻四「みはてぬ夢」では、夫左大臣雅信の薨去を悲しむ姿が、巻七「とりべの」では、倫子妹が、道長異母兄道綱と結婚、兼経出産の折に逝去してしまうことが記され、残された人々の悲しみを描くなかに、「大上残り少なきにあはれにおぼし入りたり」とあった。

巻一一「つぼみ花」では、妍子腹の禎子内親王が乳母の障りで、倫子とともに内裏から土御門殿に退出、母妍子と道長との贈答などが記され、一条殿の穆子が禎子内親王に会いたいということで、倫子が連れていき対面させた。大喜びであったこと、一条殿に一泊し帰る際に、姫宮にと大切にしていたみごとな贈物があつたと記されていた。

禎子内親王を曾祖母穆子に会わせるために、一条殿に移動する記事の意味が、『御堂閔白集』を見ると、『栄花』の作者たちに自明であったであろう、妍子と祖母穆子との関係性がより浮かびあがってくる。

まず、寛弘二年次に見える、次の贈答歌がある。

七月ばかりに、一条殿の上具して、石山にこもらせ給へりける、宮よりも御所ほしよりも、日々まいに御文あり、尚なほ侍の殿のに

人をおのみ思ひやるまにこのごろは

閔に心の越えぬ日ぞなき(四五)

御返事

ここまでも行きもかからで逢坂の

閔のみやは立ち止まるらん(四六)

底本の「七月ばかりに」は「十月……」の誤写とされたが(注2論文)、確かに歌順より首肯できる。記録類を見ると、寛弘二年十月二十五日(十一月三日までの、道長が、今上一宮敦康親王を連れて石山詣での折のことで、二十五日、内裏より石山に到着している(権記)。道長は二十七日志賀寺に参詣したり、二十九日には敦康親王とともに八島で祓をしたり(『御堂閔白記』「権記」、十一月二日に道長は田上既に行き、行成は夜に入り石山に帰って(『権記』)、三日帰京の日に、道長留守のままに彼の命で僧侶達に祿の事をを行い、「且女房等可乗者」と倫子らの世話までしている(『権記』)。

石山詣でに、道長が倫子をともなったことは『御堂閔白記』により知られるが、あくまでも、一宮敦康親王が主体の参詣である。敦康が彰子猶子ゆえの、道長・倫子同行であって、一条天皇の信頼あつてこそ、このような長期にわたる石山詣でがかなった。このときに、『御堂閔白集』によりはじめて、「一条殿の上」穆子や「尚侍殿」妍子も同行したと知られる。道長は他の男性貴族とともに別行動しているとき、倫子はまだ満五歳にもならぬ敦康親王の世話をしていたのであろう。妍子を同行した意味は、私的祈りも勿論あつたろうが、敦康親王が退屈せぬようというお相手の意味もあつたろう(想像をたくましくすれば、道長は、もし将来敦康親王が立太子するような場合、妍子を東宮妃にすることまで考えていたのかもしれない)。また、大切な姫君十二歳の妍子を見守るために、祖母穆子が伴われていたと推

量できる。

『全釈』にあるように、「宮」(中宮)からも、「御所」(一条天皇)からも遠出を氣遣う皇子の行く先に使者が遣わされていたとある。

姉彰子の入内にともない倫子が内裏に出向き滞在するときが多かっただけに、妍子の傍に祖母穆子がいることも多かったであろう。『御堂関白集』寛弘七年条には、

一条殿の尼上、尚侍の殿の、一条におはしますに、殿の梅おほ思しやりて

わがやどの花のころほひは常よりも
春のみやこと思ひやるかな(五一)

御返

のどけくて春のみやこと見るからに

植ゑけん花のもとをしぞ思ふ(五二)

という穆子・妍子の贈答歌が見える。『全釈』には、里内裏焼亡により枇杷殿に天皇が移り、東宮は、枇杷殿から頼通邸に、ついで高階業遠宅に、寛弘六年十月二十二日に「遷御故左大臣雅信宅」(日本紀略)とあり、穆子の一条第に住まいする東宮に、寛弘七年二月二十日尚侍妍子は入内した、と説明がある。穆子が別の家から、一条第の梅花がいつもよりずっと春らしい「春のみやこ」と贈るのは、東宮が住まいし尚侍妍子もいるからである(ちなみに、『日本暦日便覧』によれば、この年は二月三十日が春分の日)。妍子は、春の花が盛りで「春のみやこ」と見るにつけて、「植えた方があったればこそ、(おばあ様という)もと」があったからこそ、今があると存じます」(『全釈』)と返歌している。

なお、この一条殿は、穆子が亡くなり、三条天皇も崩御した後

に、中宮となっていた妍子が枇杷殿の再建されるまで、ここに暮らしていた様子が、『采花』巻二三「ゆふしで」に折々の詠草とともに記されている。

『采花』では、「嵐吹く」の歌を道長ではなく倫子の歌とし、妍子に贈ったとした理由は不明と言わざるをえないが、妍子方であった和歌資料をもとにしたからだとしても、『采花』には妍子と穆子との交流が見えて、倫子が母を喪った悲しみの歌を贈る相手として、『采花』では妍子をもっともふさわしい人物であることを見てきたものである。『御堂関白集』の資料的正確さには及ばないものの、『采花』でも、九月の詠、観音寺、穆子に関わるなど、それなりに道長家の事情に詳しい記述があることは確認できた。

『采花』初花巻の巻頭を飾る、頼通の春日祭使をめぐる、道長と公任・花山院の贈答歌三首は、本稿ではとり挙げなかったが、『御堂関白集』のやはり巻頭を飾る歌であって、一家の嫡子の晴の日の詠歌に注目して、両者の共通歌は、計五首となる。平野由紀子氏は、道長家での「層をなす書き手」の存在を示唆されていたが(注3の⑤論文、『采花』作者を考える際にも有効である。以上、『采花』には、それなりの論理があつて、その論理から独自の物語が形成されていることを、小さな窓から眺めてきたものである。

〈注〉

1 『御堂関白集の性格』(『言語と文芸』一九六三年九月)「御堂関白集について」(『和歌史研究会会報』40 一九七〇年十二月)。ともに、『平安私家集研究』(新典社 一九九八年)所収。

- 2 森川泰雄氏「御堂関白集」詠歌年時小考」(『王朝細流抄』3 一九九九年三月)
- 3 平野由紀子氏の論考は以下のようなものである。
 - ①「御堂関白集より」(『むらさき』36 一九九九年十二月)
 - ②「私家集研究のフロンティア―道長と栄花物語」(『国文学』二〇〇五年四月)
 - ③「私家集研究の現在」(秋山虔編『平安文学史考』武蔵野書院 二〇〇九年十二月)
 - ④「私家集研究の現在―御堂関白集―」(平野由紀子編『平安文学新論』風間書房 二〇一〇年三月)
 - ⑤「平安文学と女性―層をなす書き手―」(『青い宝石』青簡社 二〇一〇年三月)
- 4 妹尾好信氏の論考は以下のようなものである。
 - ①「御堂関白集」読解考―第二歌群・寛弘二年詠の部―」(『広島大学文学部紀要』59 一九九九年十二月)
 - ②「御堂関白集」読解考―第二歌群・寛弘二年詠の部(承前)―」(『古代中世国文学』14 一九九九年十二月)
 - ③「御堂関白集」読解考―第一歌群・寛弘元年詠の部―」(『国文学研究資料館紀要』26 二〇〇〇年三月)
 - ④「御堂関白集」の伝本と本文」(『古代中世国文学』15 二〇〇〇年七月)
 - ⑤「御堂関白集」校本稿」(『調査研究報告』21 二〇〇〇年九月)
 - ⑥「御堂関白集」読解考―第三歌群・年次不定詠の部―」(『広島大学文学部紀要』60 二〇〇〇年十二月)
 - ⑦「御堂関白集」読解考―第三歌群・年次不定詠の部(承前)―」(『古代中世国文学』16 二〇〇〇年十二月)
 - ⑧「御堂関白集」読解考―時雨亭文庫本新出歌の部―」(『古代中世国文学』21 二〇〇五年五月)
 - 5 森田奈々氏「御堂関白集の基礎的研究」(『国文』93 二〇〇〇年七月)
 - 6 片山剛氏「御堂関白集」試論」(『古代中世和歌文学』和泉書院 二〇〇二年二月)
 - 7 拙稿「『栄花物語』と『後拾遺集』」(『国語と国文学』二〇一一年十一月)
 - 8 田中新一氏は『河海抄』が正・五・九月には男女の初会を忌むとしていることをあげ、そのうち五月は特に忌まれたことを、諸家集や『うつほ物語』「まつりの使ひ」『藤原君』などから例をあげる。また、九月も忌む例が、東屋巻の言及以外に、『うつほ物語』「吹上 下」巻に見えると指摘する(『王朝人の節月意識―源氏物語東屋巻の「九月の忌み」をめぐって―』『平安朝文学に見る二元的四季観』風間書房 一九九〇年)。また、青島麻子氏はさらに例を広く集め、記録類から現実面の結婚例にも広げられて、正月の結婚例はあるとし、確実に結婚忌月と言えるのは、五月・九月のみであるとされた(『平安時代の結婚忌月―東屋巻の「九月」をめぐって―』『むらさき』46 二〇〇九年十二月)。
 - 9 求婚開始と実際の結婚時期についてだが、蜻蛉日記には、兼家の初めての贈歌が「ほととぎす」(五月)で、結婚は九月以前の「秋つかた」(七月か八月)になった。後一条天皇の場合では、「はじめてはべりけるうちのおほむふみ」と大原野神社に参詣していたらしい尚侍威子に文を初めてやったのは、「はるがすみ」「うぐひす」「はなよりさき」の歌語を含む時期であり(西本願寺本兼盛集の付載家集による。平野由紀子氏「逸名家集考―紫式部没年に及ぶ―」『平安和歌研究』風間書房 二〇〇八年)、寛仁

- 二年(一〇二〇)正月五日に天皇は元服、その後三月一日・五日には勅使が家を訪れ、三月七日に入内しているので、一月か二月頃と思われる贈歌である。貴族の結婚は政略結婚ゆえ、初めての文から二丁四箇月の短期間に結婚の運びとなっている。
- 10 『中古中世散佚歌集研究』第一章平安時代第二節「具平親王集」(青簡社二〇〇九年)
- 11 「中務卿具平親王とその集」(有吉保編『和歌文学の伝統』一九九七年)
- 12 春日井市道風記念館、平成十二年秋の特別展「諸家集の古筆」図録による。
- 13 「私家集割記―公任集人物考―」(『日本古典文学会々報』一九八七年七月)
- 14 「大富切補遺」(『鶴見日本文學會報』69 二〇一一年三月)
- 15 弟教通は十七歳で結婚、相手の公任女は十四歳であった。
- 16 具平親王室の兄弟には、他に源憲定などがある。
- 17 池田尚隆氏「『采花物語』巻八「はつはな」の構造をめぐって」(『新采花物語研究』風間書房 二〇〇二年)
- 18 山中裕氏により、実際にあったことが『御堂関白記』により確認されるが、『采花』では一年ほど前に記しているという指摘がある(『御堂関白記』と『采花物語』の史実について「日本古典文学会々報」122 一九九二年七月)。
- 19 『全釈』では「御前」と翻字するが、「御所」と読める。松平文庫本にも「御所」とある。
- 20 『采花』の和歌を見ていくと、彰子和歌と妍子和歌とは回数であるが、位相を異にし、妍子の和歌はすべて私的な場面のもので、また、倫子が関わる贈答歌の場面は、すべて妍子と関係するものとして描かれている(拙

稿「女たちの、歴史叙述―『采花物語』正篇倫子腹の子女たちの描き方から―」『王朝歴史物語の方法と享受』竹林社 二〇一一年。

付記 「諸家集の古筆」写真版(中務親王集の断簡一四)は、文字が小さくて読めず、一文字昭子氏に画像処理していただき、さらに示唆も頂戴した。記して感謝申し上げます。